

1 案件に関する事項		
(1)	管理番号	2025-01-市街地整備課
(2)	工事名	1号・2号調整池築造工事（週休2日）
(3)	工事場所	東海市加木屋町辻ケ花地内
(4)	路線等の名称	東海加木屋中部土地区画整理事業
(5)	工期	契約日の翌日から令和9年（2027年）3月15日（月）まで
(6)	業種	土木一式工事
(7)	工事概要	調整池 $V=740\text{m}^3$ （1号調整池） $V=1,160\text{m}^3$ （2号調整池） 切回し管布設工 $L=85\text{m}$ 、張りブロックブロック工 $A=300\text{m}^2$ 雨水管布設工事（開削）高密度ポリエチレン管 $\phi 600$ $L=81\text{m}$ 、 擁壁工 PC壁体工（ $\square 500$ ）203本 雨水管布設工事（開削） $VU\phi 400$ $L=3\text{m}\times 2$ 、 遮水矢板工（II型）146枚 集水柵工 $700\times 1200\times 2000$ $N=1$ 箇所 仕切り擁壁工1式、杭打工（ $\phi 500$ ）84本 排水塔工 1基（1号調整池）1基（2号調整池） 流入工 1基（1号調整池）1基（2号調整池） 放流施設工 1基、舗装工 1式、地盤改良工 1式、 安全施設工 1式
(8)	予定価格	入札書比較価格462,055,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）（事前公表）
(9)	低入札価格調査基準価格及び失格判断基準	有
(10)	最低制限価格	無
(11)	入札方法等	本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達共同システム」という。）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。入札方法等の詳細は、東海市建設工事等電子入札実施要領（平成19年（2007年）8月1日施行。以下「電子入札要領」という。）によるものとする。ただし、やむを得ない事由により、電子入札システムにより難しいときは、東海市の承認を得た場合に限り、紙入札方式に変更することができるので、この公告の指示に従い手続を行うこと。
(12)	設計図書等の入手方法及び入手期間	必ず、本件公告日から入札日時までの間に電子調達共同システム入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）よりダウンロードすること。
(13)	設計図書等に関する質問	本件公告日翌日の午前9時から令和7年（2025年）4月18日（金）午前11時までに、東海市長を名宛人とし、次の事項を記載した質問書（様式は任意とする。）を担当課に電話で報告の上、電子メールにより提出すること。 ア (1)管理番号、(2)工事名及び(3)工事場所 イ 質問事項 ウ 会社の所在地、商号又は名称及び代表者名
(14)	質問への回答	令和7年（2025年）4月23日（水）午前11時までに、回答文を入札情報サービスに掲載する。
(15)	現場説明	無

(16)	担当課	東海市役所都市建設部市街地整備課 住所 東海市大田町的場1087番地 電話 0562-33-7761 E-mail shigaichi@city.tokai.lg.jp
2 参加資格に関する事項		
(1)	共通	(2)から(9)までの全ての条件を満たしていること。なお、本件公告日以後落札決定までの間に(2)から(8)までのいずれかの条件を満たさなくなったときは、参加資格を有していない者とみなす。
(2)	参加者	東海市制限付一般競争入札実施要領（平成22年（2010年）4月1日施行。以下「一般競争入札要領」という。）第3条第1項各号に該当する者
(3)	有効な経営事項審査	東海市競争入札参加者心得書（平成22年（2010年）4月1日施工。以下「心得書」という。）第11条第5項のとおり、有効な建設業法（昭和24年（1949年）法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）の受審を要する。
(4)	地域要件等	本件公告日において東海市入札参加資格者名簿に契約営業所が愛知県知多建設事務所管内で登録され、かつ、土木一式工事の総合評定値が次に掲げる点数以上であること。なお、イの者は、経審の結果通知書における経営状況分析の評点Yが450点以上であること。 ア 契約営業所が市内で登録されている者 900点 イ 契約営業所が市外で登録されている者 1,100点
(5)	参加形態	単体とし、共同企業体での参加は認めない。
(6)	建設業許可等	建設業法による土木工事業に係る特定建設業の許可を受け、3年以上継続して当該建設業を営む者であること。
(7)	施工実績	国、地方公共団体又は電子調達共同システムに参加している団体から元請として受注し、本件公告日の過去5年度に完成及び引渡し完了した最終契約金額6,000万円（税込）以上の土木一式工事の施工実績があること。
(8)	配置予定技術者等	落札者は、本工事において現場代理人及び建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を適正に配置するものとする。ただし、主任技術者にあつては、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できる。また、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）を専任で配置し、兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できる。この場合の配置予定技術者の取扱いは、次のとおりとする。 ア 本入札における配置予定技術者は、原則変更を認めない。ただし、落札者決定前までに、死亡、退職、傷病等真にやむを得ない理由で配置ができなくなった場合は、変更を認めるので、速やかに担当課に連絡をし、指定された日時までに次の書類を提出すること。 （ア） 変更理由書（様式は任意とする。） （イ） 変更後の配置予定技術者に係る5(2)ア(イ)及び(ク)の書類 イ 本入札における配置予定技術者を理由とした落札決定後の辞退を認めない。 ウ 事後審査に申請する配置予定技術者は、1人とする。 エ 東海市低入札価格調査実施要領（平成11年（1999年）4月1日

		<p>施行。以下「低入札要領」という。)に規定する基準価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合で落札候補者となったときは、申請した技術者のほか、本工事を施工するための資格を満たす別の配置予定技術者1名(以下「追加配置予定技術者」という。)を専任で現場に配置させることとする。この場合、事後審査書類に5(2)アウの資料を提出すること。また、契約締結後、追加配置予定技術者をコリンズに登録すること。</p>
(9)	資本関係	<p>本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>ア 本工事に係る設計業務等の受託者 日本測地設計・URリンケージ共同企業体</p> <p>イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(ウ)又は(エ)に該当する者である。</p> <p>(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(エ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
3 入札参加手続		
(1)	提出書類	入札参加申込書
(2)	提出日時	本件公告日翌日の午前9時から令和7年(2025年)5月7日(水)午前11時まで
(3)	提出方法	<p>電子入札システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力して送信すること。</p> <p>なお、電子入札システムは、何らかのファイルを添付しないと送信できない仕様のため、何も記載のないワード等を添付し、送信すること。</p>
(4)	紙入札方式の承認及び入札参加手続方法	<p>1(II)ただし書に該当する者は、必ず、令和7年(2025年)4月25日(金)午前11時までに次の書類を担当課に持参し、提出すること。</p> <p>なお、当該書類は、東海市ホームページの検査管財課のページ(以下「検査管財課ページ」という。)より取得すること。</p> <p>ア 電子入札要領様式第2(紙入札方式参加承認願)</p> <p>イ 一般競争入札要領様式第1(制限付一般競争入札参加申込書)</p>
4 入札に関する事項		
(1)	提出書類	<p>ア 入札書</p> <p>イ 工事費内訳書及び電子契約利用申込書</p> <p>ウ 技術資料申告書</p>

(2) 提出方法		<p>ア 電子入札システムにより入札書に必要事項を入力し、(1)イ及びウの書類を添付ファイルとして送信すること。</p> <p>イ 工事費内訳書の作成に当たっては、東海市建設工事等に係る予定価格等の公表に関する要領（平成14年（2002年）10月1日施行）を熟読すること。</p> <p>ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書の工事費内訳表、明細書並びに代価表に明示された条件及び数量を優先させること。</p>
(3) 入札日時		令和7年（2025年）5月8日（木）午前9時から同月13日（火）午前11時まで（電子入札システム稼働時間中に限る。）
(4) 開札日時		令和7年（2025年）5月14日（水）午前10時30分
(5) 開札場所		東海市役所4階カウンター
(6) 入札回数等		1回とし、入札参加者が1者以上の場合に入札が成立するものとする。
(7) 入札参加手続を電子入札システムで行った者の紙入札方式の承認方法		1(1)ただし書に該当する者は、必ず、令和7年（2025年）5月9日（金）午前11時までに3(4)アの書類を、担当課に持参し、提出すること。
(8) 紙入札方式の承認を受けた者の紙入札方法		<p>ア (1)イ及びウの書類を(3)入札日時に定める締切日時までに担当課に持参し、提出すること。</p> <p>イ (1)アの書類に替えて、心得書別記様式1の入札書を心得書に従い作成し、(4)開札日時に(5)開札場所に持参し、入札すること。</p>
5 落札者の決定等		
(1) 事後審査書類の提出日時		<p>落札候補者は、必ず令和7年（2025年）5月16日（金）午前11時までに事後審査に必要な書類を担当課に持参し、提出すること。</p> <p>ただし、落札候補者以外でも提出を求められた場合は、速やかに提出すること。</p>
(2) 提出書類		<p>ア 入札参加資格確認書類</p> <p>(ア) 一般競争入札要領様式第2（事後審査申請書） なお、当該書類は、検査管財課ページから取得すること。</p> <p>(イ) 一般競争入札要領様式第3（制限付一般競争入札参加資格確認資料） なお、当該書類は、検査管財課ページから取得すること。</p> <p>(ウ) 調査基準価格未満の入札による追加配置予定技術者確認資料 なお、当該書類は、調査基準価格未満の入札をした場合のみ提出すること。</p> <p>(エ) 建設業許可証の写し</p> <p>(オ) 経審の結果通知書の写し（本件公告日に有効かつ直近のものに限る。）</p> <p>(カ) 2(7)の施工実績を証する書類（該当工事のコリンズ竣工時登録データの写し）</p> <p>(キ) 配置予定技術者が資格要件に該当していることを証する書類（監理</p>

		<p>技術者資格者証、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証、技術検定合格証明書の写し等)</p> <p>なお、監理技術者資格者証は、表面及び裏面の写しとする。</p> <p>(ク) 配置予定技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類の写し</p> <p>なお、保険証は、表面及び裏面の写しとする。</p> <p>イ 総合評価落札方式事後審査書類</p> <p>(ア) 総合評価落札方式の事後審査書類の提出</p> <p>(イ) A企業の技術力調書</p> <p>(ウ) B配置予定技術者の能力調書</p> <p>(エ) C地域精通度調書</p> <p>(オ) D地域貢献度調書</p>
(3)	提出方法	<p>ア 入札参加資格確認書類</p> <p>(2)ア(ア)を表紙とし、その他書類を(2)アに記載する順に並べ、A4の紙ファイルで綴り、各々の書類の右端にインデックス（書類名を記載すること。）をつけ、全体的に見やすいように配慮すること。提出部数は1部とする。</p> <p>イ 総合評価落札方式事後審査書類</p> <p>別記総合評価落札方式（地域防災力活用型）落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）の3に記載する事後審査提出書類の作成方法に従い、作成すること。</p>
(4)	事後審査の方法	<p>落札候補者の参加資格及び技術資料の内容についての事後審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>審査の結果、落札候補者等が入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者を確認することができるまで次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行う。また、事後審査の結果、落札候補者の評価値が次順位の者の評価値を下回った場合は、審査後の評価値の最も高い者を新たな落札候補者とし、事後審査を行うものとする。</p> <p>落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。</p> <p>なお、次順位以降の者で同評価値となる者の審査順位を定める必要がある場合は、落札候補者と同様にくじにより順位を定める。</p>
(5)	総合評価に関する事項	<p>有効な入札を行った者について、落札者決定基準により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とし、事後審査を行う。</p>
(6)	評価点の過大申告の取扱い	<p>入札参加者の技術資料申告書により申告した評価点が審査した評価点より過大となる評価項目がある場合においては、落札者決定基準の規定により、評価点を修正するものとする。</p>
(7)	契約書の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合等の取扱い	<p>落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合において、その者により契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を失格とする。</p>
6 契約に関する事項		
(1)	入札保証金	<p>免除。ただし、落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は心得書第28条の規定により違約金を納付しなければならない。</p>

(2)	契約保証金	<p>要。落札者は、契約規則第29条の規定により落札金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、東海市建設工事請負契約約款（平成9年（1997年）4月1日施行。以下「契約約款」という。）第4条第1項に規定する契約保証金に代わる担保となる国債（利付国債に限る。）若しくは地方債（愛知県公債に限る。）又は債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等若しくは保証事業会社の保証を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）又は債務の不履行により生じる損害を補填する履行保証保険契約の締結による保証を提出することにより、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>なお、入札参加者は、契約保証方法を確定の上入札に参加し、落札決定後速やかに契約保証方法通知書を提出しなければならない。</p>
(3)	契約書作成の要否	要（契約約款のとおり）
(4)	契約の締結	落札者は落札決定後、仮契約書を取り交わし、東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年（1969年）東海市条例第27号）第2条の規定による議会の議決を得た上、本契約を締結する。
(5)	契約書の作成方法	本件契約は、電子契約サービス又は紙の契約書による契約手続を選択できるので、電子契約を希望する場合は電子契約利用申込書に必要事項を記載し、入札時の添付資料として電子入札システムで送信すること。
(6)	建設リサイクル法	該当。本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年（2000年）法律第104号）の対象工事である。
(7)	前金払	<p>有。契約規則第53条の定めるところにより前金払をする。前金払の額は、本契約に係る各年度の支払限度額に10分の4を乗じて得た額以内とする。また、既にした前金払に追加して本契約に係る各年度の支払限度額の10分の2の割合を乗じて得た額以内で中間前金払をすることができる。</p> <p>なお、部分払をした工事については、中間前金払をすることができない。</p>
(8)	部分払	<p>有。契約規則第54条第1項の定めるところにより部分払をする。ただし、前金払及び中間前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払及び中間前金払の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。</p>
(9)	支払特記	無。前払金、中間前払金及び部分払金は、適法な請求書を受領した日から14日以内に、工事完了後の請負代金は適法な請求書を受領した日から40日以内に支払う。
(10)	VE案件	非該当
(11)	理由の説明	事後審査において入札参加資格がないとされた者は、一般競争入札要領第10条の規定によりその理由の説明を求めることができる。
7 その他注意事項		
(1)	提出書類の未提出、不備等	<p>提出書類の未提出及び不備（記載内容が不明確で本入札の参加資格の確認ができない場合等）がある場合は、入札参加資格を有しないものとし、無効とする。書類については、差替え、引換え、撤回、修正及び追加は、提出期限前後を問わず認めないので注意すること。</p> <p>必要な書類等に虚偽等の悪質な記載をした場合においては、東海市建設</p>

		工事等請負業者指名停止取扱内規（平成23年（2011年）4月1日施行）に基づく指名停止等の措置を行うことがある。
(2)	法令、損害賠償等	<p>本入札に際しては、この公告に定めるもののほか、契約規則、心得書、一般競争入札要領、電子入札要領その他の関係法令によるものとする。入札参加者は、設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。</p> <p>心得書に定める事項のほか、信義則に反した場合には、契約を締結しないことがある。この場合、東海市は、損害賠償の責めを負わない。</p>
(3)	入札の無効及び失格に関する事項	<p>ア 入札の無効</p> <p>（ア） 契約規則又は心得書で定める事項に該当する者のほか、必要な提出書類のない入札又は提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札</p> <p>（イ） 落札者決定基準により算出された評価値が基準評価値（0点）を下回る入札</p> <p>イ 入札の失格</p> <p>東海市最低制限価格制度試行実施要領（平成24年（2012年）4月1日施行）による失格又は低入札要領に規定する失格判断基準に該当した入札</p>
(4)	技術者の追加	落札者決定後に、事後審査時に申請した配置予定技術者に追加して技術者を複数配置することは差し支えないが、追加した技術者を事後審査時に申請した技術者の代わりとして認めるものではない。